

森林づくり推進支援金交付要綱

- (平成 20 年 3 月 26 日付け 19 森政第 475 号林務部長通知)
- (一部改正 平成 21 年 3 月 30 日付け 20 森政第 466 号林務部長通知)
- (一部改正 平成 25 年 3 月 28 日付け 24 森政第 412 号林務部長通知)
- (一部改正 平成 29 年 3 月 28 日付け 28 森政第 441 号林務部長通知)

(趣旨)

第 1 この要綱は、森林の多面的な機能を持続的に発揮させるとともに、森林資源の利用及び活用による継続的な森林づくり並びに県民参加による森林づくりを効果的に進めるため、長野県森林づくり指針（平成 22 年 11 月改定。以下「指針」という。）に基づき、地域住民の意向や地域の実情等に精通している市町村が、それぞれの地域課題に沿い、独自性と創意工夫により実施する森林づくり関連施策に要する経費に対し、予算の範囲内で森林づくり推進支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、補助金等交付規則（昭和 34 年長野県規則第 9 号。以下「規則」という。）の定めにあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象事業)

第 2 支援金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、次に掲げる指針の基本方針に基づき実施する事業のうち、第 1 に規定する趣旨に即した事業とする。

- (1) 「みんなの暮らしを守る森林づくり」に関する事業
- (2) 「木を活かした力強い産業づくり」に関する事業
- (3) 「森林を支える豊かな地域づくり」に関する事業

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、交付対象事業としない。

- (1) 県が交付する補助金等の交付対象となる事業（市町村独自の嵩上げ補助に係る森林整備事業、地域発元気づくり支援金及び長野県市町村合併特例交付金を除く。）
- (2) 地域発元気づくり支援金及び長野県市町村合併特例交付金の交付を受けた事業
- (3) 国の支出する支出金及び補助金等の交付を受けた事業
- (4) 国又は県が出資する財団法人等から助成金の交付を受けた事業
- (5) 分担金又は負担金としての市町村支出事業
- (6) その他第 1 に規定する趣旨に即さない事業

(交付対象経費)

第 3 支援金の交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、交付対象事業の実施に要する経費から次に掲げる経費及び特定財源の額を控除したものとする。

- (1) 交付対象外経費
 - ア 既存事業の財源振替とする事業に要する経費
 - イ 施設の維持管理に要する経費
 - ウ 車両購入費等汎用性のある備品の購入に要する経費
 - エ 市町村職員の給与に要する経費

オ その他地域振興局長が不相当と認める経費

(2) 特定財源

ア 地方債

イ 分担金、負担金及び寄付金

ウ 事業収入

エ 助成金

2 交付対象経費には、第1に規定する趣旨に資する活動を行う団体等に対して市町村が補助する場合の交付対象事業の実施に要する経費を含むものとする。

(支援金の交付額)

第4 支援金の交付額は、施設の整備その他の別に定める事業については交付対象経費の3分の2以内、当該事業以外の事業については交付対象経費の10分の10以内の額とする。ただし、市町村が団体等に補助する場合は、市町村が補助する額を上回らないものとする。

(事業計画書の提出等)

第5 支援金による事業を計画する市町村長は、規則第3条の規定による申請書の提出に先立ち、別に定める日までに、森林づくり推進支援金事業計画書を地域振興局長に提出しなければならない。

2 地域振興局長は、前項に規定する書類の提出があった場合において、別に定める事業選定要領に基づき支援金を交付することが相当と認めるときは、支援金の交付の内示を行うものとする。

(交付申請書の様式等)

第6 規則第3条に規定する申請書は、森林づくり推進支援金交付申請書によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、次のとおりとする。

(1) 森林づくり推進支援金事業計画書

(2) 市町村等の補助金等交付に関する規程（交付対象経費に第3第2項に規定する補助額が含まれる場合に限る。）

3 前2項に規定する書類の提出期限は、地域振興局長が別に定める。

(交付の条件)

第7 次に掲げる事項は、支援金の交付の条件とする。

(1) 事業の内容について、次に掲げる変更をしようとするときは、速やかに地域振興局長に申請して、その承認を受けること。

ア 事業の実施箇所並びに施設の設置場所、構造及び機能その他事業の主要な内容の変更

イ 支援金交付額の変更

ウ 第2第1項に定める事業ごとの交付対象経費の3割を超える増減

- (2) 事業を中止し、若しくは廃止しようとするとき、又は事業が予定の期間内に完了しないとき（遂行が困難となったときを含む。）は、速やかに地域振興局長に申請して、その承認を受けること。
- (3) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、その財産管理に関する規程を定め、善良な管理者の注意をもって管理し、効率的な運用を図ること。
- (4) 前号の財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入の額に交付対象経費について支援金を交付した割合を乗じて得た額を限度として、県に納入させることがあること。
- (5) 事業を行うために締結する契約は、法令に特別の定めのある場合を除くほか、競争入札によること。ただし、緊急の必要により競争入札に付することができないとき、時価に比較して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき又はその性質若しくは目的が競争入札に付することが適当でない認められるときは、競争入札に付さないことができる。
- (6) 事業に係る帳簿又は証拠書類は、事業の終了の日の属する県の会計年度の翌年度から起算して5年間整理保存すること。
- (7) 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により支援金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納入させることがあること。

（変更承認申請書等）

第8 第7第1号及び第2号の規定による申請は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

- (1) 事業内容又は支援金交付額を変更しようとするとき
森林づくり推進支援金事業変更承認申請書
- (2) 事業を中止又は廃止しようとするとき
森林づくり推進支援金事業中止（廃止）承認申請書
- (3) 事業が予定の期間内に完了しないとき
森林づくり推進支援金事業期間延長承認申請書

（交付申請の取下げ書）

第9 規則第7条に規定する申請の取下げは、森林づくり推進支援金交付申請取下書により行うものとする。

（実績報告）

第10 規則第12条に規定する実績報告書は、森林づくり推進支援金事業実績報告書によるものとする。

- 2 前項に規定する書類の提出期限は、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日とする。

(交付請求)

第 11 支援金の交付（概算払いを含む。）を受けようとするときは、森林づくり推進支援金交付（概算払）請求書を提出するものとする。

(財産処分の制限等)

第 12 規則第 19 条第 1 項に規定する承認申請書は、森林づくり推進支援金事業財産処分承認申請書によるものとする。

2 規則第 19 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定する機械、器具及び財産は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号。次項において「省令」という。）に定められているものとする。ただし、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円未満の機械、器具及び財産で、補助目的上特に必要ないと認められるものは除くものとする。

3 規則第 19 条第 2 項第 2 号に規定する期間は、省令に定められている耐用年数に相当する期間とする。

(評価及び公表)

第 13 市町村長は、森林づくり推進支援金事業総括書（以下「総括書」という。）により当該交付の対象となった事業の評価を行い、その内容を地域振興局長に報告しなければならない。

2 地域振興局長は、前項により提出された総括書を速やかに公表するものとする。

(申請書等の様式等)

第 14 この要綱に規定する申請書等の様式その他事業の実施に必要な事項は、別に定める。

(書類の提出等)

第 15 規則及びこの要綱により提出する書類は、所轄地域振興局長に提出するものとする。

付 則

この要綱は、平成 29 年度の支援金から適用する。